

●ガバナー 田中 常浩 ●会長 清川 浩幸 ●幹事 慶徳 拓也 ●コミュニケーション委員長 中村 澄

ホームページ：http://www.hi-net.ne.jp/~hsrclub/ Email：hsrclub-2830@cd.hi-net.ne.jp

Facebook ページ：https://www.facebook.com/hachinoheminamirc/

Facebook ページに「いいね！👍」をお願いします。

RI 第 2830 地区ホームページ：http://www.rotary-aomori.org/2020/

第 2237 回 例会 記録

《会員卓話例会》

2023 年 1 月 19 日 (木)

点鐘 12：30

レポート No. 1669

四つのテスト

言行はこれに照らしてから

- 1) 真実か どうか
- 2) みんなに公平か
- 3) 好意と友情を深めるか
- 4) みんなのためになるか どうか 小原職業奉仕委員長



《会長要件》石橋副会長



皆様、今年ホテルでの初めての例会です。あけましておめでとうございます 1 年間よろしくお願いたします。会長が病院に行っていますが、最後の点鐘迄には帰ってくるように電話で言っておりますので、開会点鐘はしましたけれども、閉会点鐘は会長にお願いしたいと思っています。

今日は大澤会員の卓話ですので楽しみにしています。会長要件は以上です。



《出席報告》出貝委員長

正会員数 31 名。本日の出席は免除会員 6 名を含む 20 名。出席率は 71.4%です。



《米山表彰》西村米山担当委員長



第 17 回米山功労クラブ

《幹事報告》慶徳幹事

・理事会報告

○例会プログラム、2月2日(木)は例会変更で2月4日(土)のよろず相談報告例会になります。よろず相談終了後の17時予定、パークホテル、会費4,000円です。2月9日(木)祝日の週に付き休会、2月16日(木)コミュニケーション委員会担当例会、2月23日(木)祝日につき休会です。

○2月11日(土)南グループIMです。登録料2,200円は全員登録でクラブ負担です。懇親会出席の方は8,000円です。次年度当クラブでIM開催する事になると思いますので多くの方のご参加をお願いいたします。

・1月のロータリーレートは1ドル132円です。

・カネク醸造さんとオクトンさんから年賀状が届いています。

・サイクルアイ、ザ・ロータリアン英語版、フィリピン育英会バギオ基金から事業報告書が届いています。
・ハイライト米山とタイ視察旅行の案内が届いています。メールのある方にはメールで、ない方はレター



《本人誕生日》田守会員



皆さんこんにちは、1月8日で64才になりました。12月に健康診断をしたところ、肺にちょっと影があると、癌の疑いがあり再検査をしました。ところが、「なんでもないよ、心配したね」との先生の言葉、良かったです。

《配偶者誕生日》



石橋会員



慶徳会員

《結婚記念日》



下田会員



西尾会員

ボックスに入れてあります。

◦IM の締め切りは本日までとなっています。懇親会参加の方は事務局まで会費をお願いいたします。後日キャンセルの場合でも会費は戻りませんということです。

◦よろず相談報告例会の出欠をとっています、まだの方は事務局までお知らせください。

◦下期会費の請求書を郵送していますのでよろしくお願ひいたします

◦例会変更のお知らせ、八戸東 RC 2 月 10 日（金）時間変更、八戸北 RC と八戸中央 RC から届いていますが日にちが過ぎていきますので割愛させていただきます。他クラブの例会に出席希望の方は 3 日前までにメイクアップの希望を訪問クラブ事務局までご連絡お願ひ致します。

《ニコニコボックス》松橋副委員長

石橋副会長：今年もよろしくお願ひ致します。大澤会員卓話楽しみにしております。

慶徳幹事：大澤会員、卓話よろしくお願ひ致します。

久保田会員：明けましておめでとございます。

伊藤会員：今年もよろしくお願ひ致します。

松田会員：今年もよろしくお願ひ致します。

本人誕生日：田守会員

配偶者誕生日：石橋会員、慶徳会員

結婚記念日：下田会員、西尾会員



《会員卓話》大澤会員



何人かの方が楽しみにしています、ということでしたが、法律の話と言うのは、あまり楽しくはないと言うのが相場でございますので、しばらくの間我慢して付き合ってください。

皆さんのお手元に法務省のホームページから抜き出した「民法改正 Q&

A」というものをお配りしました。この Q&A を皆さんと一緒に追いかける形で話をしていきたいと思ひます。

まず Q1 から行きます。どうして民法の成年年齢を 18 歳に引き下げるのですか？

説明という欄の所に日本では明治 9 年からずっと 20 歳が成年年齢とされている。とあります。それが去年の 4 月 1 日施行の改正法によって、満 18 歳で成年とする、ということになりました。これはアンサーの所にも書いてありますけれども、憲法改正国民投票の投票権年齢や公職選挙法に基づく選挙権、そういったものがすでに 18 歳になっています。ここには書いてありませんけれども、裁判員裁判と言うのがあります。殺人事件とか重大な犯罪をした場合には、3 人の職業裁判官と 6 人の一般市民とで判断する裁判です。皆さんにもいつ通知が来るかもしれません。18 歳の高校生に裁判をやれという通知が来る可能性もあります。従来未成年とされていた 18 歳、19 歳の人でも大人として扱ひましょうと、今言った公職選挙法などでも 18 歳になっているわけですから、市民

生活に関する基本法である民法においても 18 歳以上の人を大人として取り扱うことが適当だという意見が強くなって、今般 18 歳に引き下げられたということです。ちなみに世界的にみても 18 歳で成年とすると言うのが主流です。OECD（経済協力開発機構）の加盟国が 38 カ国、世界の主だった国が加盟しているわけですが、その 38 カ国の内 36 カ国、日本も仲間入りしまして 18 歳で成年としていて、残る二つは韓国が 19 歳、ニュージーランドが 20 歳と言うことになっています。何故 18 歳に引き下げるのかという答えの一つとして、アンサーの一番最後の所に書いてありますけれども、若者の自己決定権を尊重するという事、それから若者の積極的な社会参加を促す、非常にかっこいいことが書いてありますが、当の 18 歳、19 歳の人はどう思っているか聞いてみたいところです。おそらく戸惑っている、不安を覚えている、急に大人扱いされる、権利を尊重するという事は、その裏側で義務を伴う、かなり厳しい義務も伴ってくるということになります。

Q2 成年年齢はいつから 18 歳になるのですか？

この改正法は去年の 4 月 1 日施行ということになっています。ですから去年の 4 月 1 日に引き下げられました。アンサーの 2 行目の所に施行されます。と書いてありますが、すでに施行されていますので直しておいていただければと思います。2022 年、去年の 4 月 1 日の時点で 18 歳以上 20 歳未満の方は昨年 4 月の時点で成年に達する事になります。2004 年 4 月 2 日生まれ以降の方は 18 歳の誕生日に成年に達するという事になります。年齢の場合、特別の期間の数を数えますが、何時から何時までという期間を定める場合には、その始まりの日にちと言うのは中途半端ですよね、丸 1 日あれば別ですけど、ない場合がほとんどだと思いますが、そういう場合はカウントしないと言うのが原則なのです。ところが年齢に関しては半端な日であってもカウントします。ですから 4 月 1 日生まれの人は 3 月 31 日が過ぎて 18 歳の誕生日が来ると成年になります。よく学年で 1 番誕生日の遅い人はいつですかというと 4 月 1 日だと言うのは皆さんご存知だと思います。

Q3 成年年齢の引き下げによって 18 歳で何ができるようになるのですか？

これは二つの意味があるというようにアンサーでは述べています。まず一人でも有効な契約をすることができる。二つ目は父母の親権に服さなくなることです。まずこの有効な契約をすることができるということになりますと、従来未成年者としてできなかった 18 歳、19 歳の方は、親の同意を得ないで様々な契約ができる、親に無断でやってもそれは有効で、例えば携帯電話の購入とかアパートを借りるとか、クレジットカードを作成するとかが親に断らなくてもできるということになります。ただ現実の問題として高校生が制服を着て行ったとしても相手にされないと思います。返済能力に問題ありということで、クレジットカードなどはおそらく作成できない場合が多いと思います。18 歳で成人だと言っても現実の問題としては、あまり今迄と変わりが無いのではという気がいたします。未成年者が親の同意を得ずに契約を締結した場合、本人、あるいはそ

の親の方から契約の取消しができます。

一つの例を挙げますと、未成年者が車を買いました。親がそれに気づいて後で取り消すということがあるわけです。取り消すと最初から効力がないということで、元に戻すということで車は返す、払ったお金も返すという形になるわけです。ただ未成年者の場合、例えば買った車で事故を起こして壊してしまった。役に立たなくなってしまったという場合でも、別の車を買って返す必要はありません。壊れたまま返せばいいということになります。ですから未成年者かもしれないという人を相手にする場合には、よくよく気を付けなければ駄目です。

ということで一つめは一人で有効な契約ができるということです。二つめは父母の親権に服さない。親権という言葉はよく耳にすると思いますが、どういふものかと言いますと、子の看護、教育、財産管理等を内容とする権利だと言えらると思います。ただ、実態は親権と言っていますけれど、どちらかという子供を守るための義務の色彩が強いです。面倒を見て育てたり、教育を施したり、財産管理をしたり、親権という権利にはなっていますけれども、むしろ義務だと言ってもいいかと思ひます。親権に服する事が無くなる、その結果はアンサーの所に書いてありますけれども、自分の住む場所を自分の意志で決めたり、進学や就職などの進路決定についても、自分の意志で決めることができるようになります。これは建前で、親が資金を出す訳ですから、親が反対したら現実的に出来ない問題ですよね、これも民法が改正になったからと言って子供の自由度が増すということにはならないのかなと思ひます。10年パスポートの取得とか、公認会計士や司法書士などの国家資格に基づく職につける、とありますが18歳になったからと言って全ての人が公認会計士になれるわけではなく、資格試験を通らなければなりません。

Q4 お酒やたばこが解禁される年齢も18歳になるのですか？

これは従来未成年者飲酒禁止法・喫煙禁止法という法律があるわけでした、それでは20歳になっています。今18歳、19歳で成人になるわけですがけれども、酒やたばこに関しては従来法律が維持されています。ただ、今迄も実社会では高校を卒業しすぐ就職する人がいます、その職場ですぐに歓迎会だとかなんだとかで酒を飲まされますし、大学へ進学した人も歓迎会と称して酒を飲まされる、普通に当時は未成年でも酒を飲んだりしてしまひて、今でもこれは同じではないのかなと、18歳で学校を卒業するとこのような事ですからあまり効き目のない法律ではないかと思ひられます。アンサーの中に書いてありますが公営競技（競馬、競輪、オートレース等）馬券とか車券を買いに行くのも禁止されていて20歳になるまでは駄目です。これはギャンブル依存症などの対策、さっきの酒、たばこ言うのは健康被害への懸念などから従来そのままにするということになります。

Q5 消費者被害の拡大が懸念されていますが、どのような対策をとるのですか？

民法では未成年者が親の同意を得ずに契約したものは取り消すことができ、未成年者の取り消し権と

言うのは未成年者を守るためにあるようなものです。従来ですと18歳、19歳は未成年ということでしたから契約しても取り消すことができましたが、今はこれができなくなりました。そうなる悪徳商法の犠牲になる危険性が出てきます。これは現実の問題として非常に大きいところではないかと思ひます。それを防ぐためには、小学校、中学校、高等学校などで消費者教育を教えるということも大事なことです。何か心配なことが起きたらすぐに相談をする事、その受け皿としてアンサーの中に書いてありますが、消費者ホットライン188へ電話するというのも一つです。その他良く取りあげられるのは、法テラスという所へ連絡を取り相談をする。ともかく相談をするということが大事です。早ければ早い方が手の打ちようがあるわけですから、消費者ホットラインと言うのを覚えていた方がいいと思ひます。役に立つことがあると思ひます。

Q6 養育費はどうなるのですか？

養育費と言うのは離婚したときに親権を取った親の方に対して他の親が支払う子供の生活費、教育費と言ったものをさしているわけですがけれども、話し合ひで決めるときによく、子が成年に達するまで養育費を払うと決める場合が多いです。今回民法が改正になって成年年齢が18歳になりました。成年が20歳だった時に取り決めをしたものが支払い義務がなくなってしまうのかという、取り決めがされた時点では成年年齢が20歳であったので、それを念頭に置いて決めたのだから従来と変わりはないというふう解釈される場合が多いと思ひます。いずれにしても養育費を決めるときは期間をちゃんと区切ってはつきりさせる、一番いいのは何年の何月迄、3月に卒業するわけですから卒業する年の3月31日迄という取り決めをすれば疑問になるということはないと思ひます。

Q7 どうして女性の婚姻開始年齢を18歳に引き上げるのですか？

従来16歳で女性は結婚できました。男は18歳でした。ただ、当時は未成年であるわけですから、未成年者が結婚する場合は父母の同意が必要です。16歳で女性は同意さえあれば結婚できたのですが、男子と同じ18歳に引き上げられました。前の法律ができた段階で差を設けた意味は、男女間で心身の発達に差異がある、要するに女性の方が発達が早いということから差異を設けたのですが、今のように社会が複雑になってきますと、むしろ大事なのは社会的、経済的成熟度であります。したがって男女に差を設ける意味がないということから18歳に引き上げた、そうなる未成年で結婚する場合ということが今後はないので父母の同意は必要ないということで、この規定そのものが削除されました。例外的なものとして2022年4月1日の時点ですでに16歳以上の女性は、引き続き18歳未満でも結婚する事ができます。

Q8 成人式はどうなりますか？

八戸では8日の日に成人式を行いました。八戸の場合は確か20歳での成人式でした。これは法律によって、いくつになったら祝うというふう決められているわけではないので、各自治体の判断に任されています。一つの理由は18歳の人を対象にすると

ちょうど受験シーズンにぶつかり、成人式どころの話ではなくなるということから、大多数の自治体では20歳の方を対象に成人式を行っています。この場合、成人と言うのは18歳ですから、成人式と言うネーミングはもう合わないということになってきています。ある自治体では20歳を祝う会、というように変えて行っています。いずれにしてもそういう傾向は続くのではないかと思います。

時間が少しありますのでお話ししていなかったことを一つだけお話しします。少年法という法律があります。少年法の場合は、少年に該当する者は大人並みの処罰を受けるとあります。少年院へ行ったりとか保護観察になったりとか、刑罰でないものによって矯正をしていく、社会に適應できるように教育を施していくという形になります。ここでは20歳未満の者が少年ということになっています。これは民法が18歳になったからと言って変えられたわけではなくて従来通り20歳未満ものは少年とするということで、大人とは違う扱いをします。

昨日のニュースでご覧になった方も多いと思いますが、静岡県牧之原市で13歳の女の子が母親を殺害しました。非常にショッキングな出来事です。この13歳と言うのは未成年は間違いないわけですが、更に特別で刑法においては14歳未満の者については処罰しないということになっています。ですから13歳の子を起訴しても無罪になってしまいます。善悪の判断がまだ付かない状況にあるという理由ですけれども、ほおっておくわけにはいかないので児童相談所の方へ送って適切な措置をとっていくということになります。

最近年を取ったせいとか、そういう事件の報道に接すると具合が悪くなります。胸がむかむかとしてきます。こういうことがあっていいのだろうかとか、古

くは〇〇〇とかいきました、中学生だったと思いますが、同世代の子供を殺害してしまった。

お話ししているうちに時間が参りましたのでこの辺で終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

《吉田 SAA》



皆さんのお手元にコピーをお配りしました。昨年12月に警察署でイルミネーションの点灯式を行いました。その時に立てた看板は約1ヵ月で撤去しましたが、折角当クラブで作った看板をそのまま仕舞うのはもったいないと思い、コピーにあるように南類家の交差点の所に設置してあります。冬の交通安全標語が書いてある看板ですから、春の交通安全週間が始まるまで設置して、交通安全は勿論クラブ名も書いてありますのでクラブの宣伝にもなるかと思えます。通った時にはちらっと見てください。もうひとつ、いつもお手伝いしていただいているパークホテルの松浦さんが、デーリー東北さんで出している、中高生と地域を繋ぐ職育誌「カナエルはちのへ」という雑誌に、2ページにわたり取りあげられています。皆さんにも見ていただきたいと思いパネルにして後ろに置いてありますので、お帰りの際はご覧になって下さい。

